

TBTC 評定一建基一002
平成 16 年 3 月 16 日制定
平成 20 年 1 月 1 日改定
平成 27 年 9 月 28 日改定

評定業務・申込案内

株式会社東京建築検査機構

目 次

1. 適用範囲
2. 評定フローと手続きの詳細
 - (1) 事前打合せ
 - (2) 申込み
 - (3) 第一回委員会（受付）
 - (4) 部会
 - (5) 第二回委員会（評定）
 - (6) 最終図書の提出
 - (7) 評定終了後の追加・変更の取り扱い
3. 申込取下げ、審査中断及び再開依頼について
4. 手数料
5. 申込受付先
6. 配布資料

1. 適用範囲

本案内は、株式会社東京建築検査機構（以下、「T.B.T.C.」という。）建築物及び工作物の構法、材料、部品等について建築基準法令その他の技術的基準等に照らしその性能を評定する「評定業務」の申込に適用します。

業務分野は、原則として下記の通りです。

- ① 高さが 60m以下の許容応力度等計算又は限界耐力計算を用いた建築物（免震を除く）の構造安全性
- ② 免震構造（大臣認定を要しないが第三者による証明を行う免震構造）
- ③ 杭及び基礎等の構造安全性に関するもの
- ④ 建築基準法及びこれに基づく技術基準等に基づき、その技術が達成している性能を第三者として証明するもの
- ⑤ 建築防災計画
- ⑥ その他（高層煙突等）

2. 評定フローと手続きの詳細

別紙 1 及び別紙 2 に評定フローと申込関係図書一覧表を記載します。

書式は一式ファイル形式でお渡し出来ます。

(1) 事前打合せ（別紙 1 のフロー図の①、②参照）

評定を申込される場合には、事前打合せの日時を予約された上で、打合せ当日に以下の項目についてご説明ください。

- ① 評定申込部分とそれ以外
- ② 使用材料（建築基準法第 37 条第二号該当項目の有無）
- ③ 耐久性関係規定事項の確認（令第 36 条第 2 項第 2 号）等。

T.B.T.C. より、以下についてご説明いたします。

- ① 申込の要領
- ② 申込図書の作成要領
- ③ 手続き要領
- ④ スケジュール等

業務約款に契約の基本事項が記載されております。

(2) 申込み（別紙 2 のフロー図の③、③'、④参照）

構造性能評定委員会（以下、「委員会」という。）の開催の 1 週間前までに、以下の図書を提出して下さい。

- ① 申込書（1 部）

② 評定申込シート（1部）

③ 建物概要書（2部）

事務局が図書の確認を行います。

確認した後、承諾書（申込書に承諾印を押印したもので代える場合有り）を交付すると共に請求書を送付いたします。手数料は業務約款に定める期日までにお支払い下さい。

(3) 第一回委員会（受付）（別紙2のフロー図の⑤、⑤'）

委員会は原則として毎月1回開催し、第一回委員会で受付時の審査を行い、部会で詳細に審議し、その結果について第二回委員会で評定を行います。

委員会開催日の前日午前中までに以下の図書を提出して下さい。

① 評定用提出図書（10部）

当日、委員会にて評定対象の概要を説明して頂き、質疑内容を記録して頂きます。

委員会は、当案件の受付の可否を判断し、可の場合には担当する評定委員、期限等を決定します。

受け付け出来ない場合には、その旨を通知すると共に申込図書一式を返還いたします。

必要に応じ部会を開催いたします。

(4) 部会（別紙2のフロー図⑥、⑥'参照）

部会で追加審議を行います。必要に応じて追加資料提出を依頼することがあります。部会は複数回となる場合も有ります。

(5) 第二回委員会（評定）（別紙2のフロー図⑦、⑦'、⑧参照）

委員会開催日の2日前までに以下の図書を提出して下さい。

① 指摘事項回答書（10部）

② 追加検討資料（10部）

③ 追加検討項目一覧表（10部）

委員会では担当した評定委員より審査結果を報告し、次の評定を決定します。

- a. 適合 : 問題なく審査を終了する。
- b. 適合（確認事項あり） : 軽微な修正を確認の上、審査を終了する。
- c. 保留 : 再度部会にて審査を継続する。
- d. 不適合 : 審査継続が困難であり審査を打ち切る。

適合となった場合には評定書の審議を行います。

事務局はその結果を通知すると共に、一週間以内に評定書を交付します。

不適合となった場合には理由書を送付し、評定を終了します。

その他、軽微な追加検討を必要とする場合、更に部会にて検討を継続する場合等の判断を行います。

(6) 最終図書の提出（別紙2のフロー図⑨参照）

評定が適合となり、評定書を受領した場合にはその後約一ヶ月以内を目処に最終図書を2部提出下さい。そのうち一部に確認印を押印し返却いたします。残りの一部はTBTC保管となります。

(7) 評定終了後の追加・変更の取り扱い（別紙2のフロー図⑩、⑩'参照）

変更内容について事前相談をして頂きます。

大幅な変更については新規申込の扱いとなり、第一回委員会、部会、第二回委員会等の審査を行います。

大幅でない変更については、委員会、部会開催の要否を決定します。この場合は第一回委員会は省略されます。

手数料は評定終了までにお支払い下さい。

（手数料が振り込まれていない場合、評定書を交付出来ない事があります）

3. 申込取下げ、審査中断及び再開依頼について

申込者は、申込者の都合により評定書の交付前に評定の申込を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届をTBTCに提出下さい。

追加実験等により審査を中断する場合は審査中断届けを提出して下さい。

審査再開を希望するときは、審査再開依頼書を提出して下さい。

4. 手数料

手数料は(株)東京建築検査機構の定める手数料一覧表に掲げる額とします。

5. 申込受付先

申込に関する受付、手続き・審査要領等に関する問合せは、以下にお願い致します。

株式会社東京建築検査機構 評定事業部 担当職員

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 MY ARK日本橋ビル4階

TEL 03-6264-9585 FAX 03-6264-9618

URL <http://www.tokyo-btc.com>

eMail: info@tokyo-btc.com

6. 配布資料

申込の進捗状況に応じて下記の申込関連資料を配布します。

- ・ 評定申込のてびき
- ・ 評定業務規程
- ・ 評定業務約款
- ・ 手数料一覧表